

令和8年小野町議会定例会6月会議

議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月15日（月曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第6まで同じ〕
- 日程第 4 議案第43号 小野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第44号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第 8 議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 9 議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第11 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

（追 加）

- 追加日程第1 議員提出議案第3号 議員派遣について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第2 議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第3 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（12名）

1番	古 崎 泰 介 君	2番	橋 本 善 雄 君
3番	國 分 順 一 君	4番	羽 生 洋 市 君
5番	會 田 百 合 子 君	6番	緑 川 久 子 君
7番	先 崎 勝 馬 君	8番	竹 川 里 志 君

9 番 宗 像 芳 男 君
11 番 中 野 孝 一 君

10 番 水 野 正 廣 君
12 番 田 村 弘 文 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 村 上 昭 正 君	副 町 長 藤 本 達 君
教 育 長 有 賀 仁 一 君	総 務 課 長 兼 デ ジ タ ル 推 進 室 長 先 崎 秀 一 君
企画政策課長兼 まちづくり 推 進 室 長 折 笠 顕 一 君	町 民 生 活 課 長 矢 吹 昌 之 君
健康福祉課長 佐 藤 金 哉 君	子 育 て 支 援 課 長 吉 田 隆 君
産業振興課長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 西 牧 英 一 君	地 域 整 備 課 長 兼 新 庁 舎 整 備 室 長 矢 吹 浩 司 君
教 育 課 長 赤 坂 泰 秀 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 税 務 課 長 味 原 廣 一 君
代表監査委員 佐 久 間 金 治 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 郡 司 治 子	次 長 猪 狩 信 輔
書 記 吉 田 浩 太 朗	書 記 国 分 勝 理

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和8年小野町議会定例会6月会議、6日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より、付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

7番、先崎勝馬委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 先崎勝馬君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（先崎勝馬君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和8年小野町議会定例会6月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきまして、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上を申し上げまして、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和8年小野町議会定例会6月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、当町における選挙長等の報酬

について、改正後の法律に規定する額相当額とするため所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第43号 小野町税条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法等の一部改正により、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正に伴う寄附金税額控除の特例控除の読み替え規定内容及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに伴う内容、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例に関する適用期限の撤廃に向けた規定の整備や、住宅借入金等特別税額控除期間の5年間延長及び控除が適用となる居住年の5年間の延長、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し、特定暗号資産取引に係る課税の見直し、固定資産税に係る家屋及び償却資産の免税点の引上げなど、関係規定の整備を行うものであります。

この条例については、令和9年1月1日から施行するものであります。

ただし、固定資産税に係る改正については令和9年4月1日、寄附金税額控除及び長期譲渡所得に係る課税の特例見直しについては令和10年1月1日、特定暗号資産取引に係る改正については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日からを施行日とするものであります。

次に、議案第44号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和8年度税制改正の大綱を受け、子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加及び国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、同様の措置を講ずるものであり、令和8年度の国民健康保険税の課税基準額が確定したことにより、税額算定を行った結果、保険税率の変更の必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次に、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、全委員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

本陳情の趣旨については、急激な少子・高齢化の進展に伴う社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、地方自治体には極めて多岐にわたり新たな役割が求められておりますが、地方公共サービスを担う人員が不足しているため、2027年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、社会全体で求められる賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額の更なる充実が図られる地方財政を実現するよう、国に対し意見書の提出を求めるものです。

以上が、令和8年小野町議会定例会6月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5 番、會田百合子委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 會田百合子君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（會田百合子君） 令和 8 年小野町議会定例会 6 月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第 45 号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和 7 年度の所得税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部が改正されたことを受け、令和 7 年度及び令和 8 年度どちらも市町村民税非課税の被保険者で、令和 8 年度の保険料段階が市町村民税課税者と判断されるものに対し、令和 8 年度の保険料段階が市町村民税非課税者と同様となるよう特例減免を適用するため、条例の改正をするものであります。

この条例については、令和 8 年度分の保険料に限り適用されるものであります。

次に、議案第 46 号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、老人憩の家たかむら荘の施設設備故障により、令和 7 年 12 月末より営業を休止し、施設の今後の維持管理について検討した結果、施設の廃止をするため、条例の廃止をするものであります。

この条例については、令和 8 年 6 月 30 日から施行するものであります。

次に、陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し審査した結果、賛成多数により、採択すべきものと決定いたしました。

本陳情は、2025 年春闘で過去最高水準の賃上げが実現したものの、個人消費の持ち直しには至っておらず、引き続き、賃上げの流れを定着させるとともに物価を安定させ、実質賃金の改善に向けた取組を推進しなければなりません。

更に、福島県の人口流出抑制政策となる最低賃金の引上げと早期発効に取り組むことは、重要な政策と考えます。

つきましては、賃金の経済政策となる最低賃金の引上げの重要性を強く認識し、政府が 2020 年代に全国平均を 1,500 円に引き上げる目標を掲げていることを踏まえ、目標到達に向け、福島県最低賃金の継続的かつ着実な引上げを行うこと、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する方針に基づき、関係省庁・福島県・県内経済団体と連携し、価格転嫁を可能とする環境整備並びに支援策の周知徹底を図ること、最低賃金引上げによる労働力確保や人口流出抑制等の多様な政策誘導として取り組むこと、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働時間の均衡や景気への影響も考慮し、10 月 1 日までの早期発効に最大限配慮すること、賃金保証型を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うことについて要望する意見書を政府関係機関並びに福島労働局長へ提出するよう求めるものです。

以上が、令和 8 年小野町議会定例会 6 月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及

び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第42号～議案第45号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6 議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで4議案を一括して議題といたします。

これより討論を行います。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第42号～議案第45号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてまで4議案を一括してお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第45号までの4議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第7、議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例に

ついてを議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第46号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第46号 小野町老人憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号～議案第48号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第8、議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終わります。

◎議案第47号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第47号 令和8年度小野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 令和8年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第10、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書については、厚生産業常任委員会委員長報告のとおり「採択」とし、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書については、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり、「採択」と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号及び陳情第2号の陳情書については、採択とすることと決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第11、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

11番、中野孝一委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 中野孝一君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（中野孝一君） 令和8年小野町議会定例会6月会議において、議会改革特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

議会改革特別委員会につきましては、開かれた議会、親しまれる議会を目指し、議会運営全般に係る諸課題について、協議を行っております。

5月22日に、第1回目の特別委員会を開催し、以前、各委員から聴取した提案事項を参考に、令和8年度に取り組むべき優先事項についての協議を行いました。

今年度は、議員の成り手不足や議員報酬の水準など様々な課題を議論するため、議会活動のほか議員個人の活動の実態、所要時間など、議会と議員の活動量調査の実施を検討しております。

そのほかにも、条例や規則の見直しなど、検討すべき諸課題に関する多くの意見が出されておりますので、今後も調査・検討を継続し、問題解決に努めてまいります。

今後も、町民の評価が得られるような議会改革を進めていくことに決したことを申し添え、当議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、新庁舎建設等検討特別委員会の報告を求めます。

新庁舎建設等検討特別委員会委員長。

10番、水野正廣委員長。

〔新庁舎建設等検討特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○新庁舎建設等検討特別委員会委員長（水野正廣君） 令和8年小野町議会定例会6月会議において、新庁舎建設等検討特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

新庁舎建設等検討特別委員会につきましては、令和8年度1回目の会議を4月10日に開催いたしました。

今回は、新庁舎整備室長及び総務課長にご出席いただき、事業スケジュール及び新庁舎基本設計の概要、事業費の見込みについて説明を受け、庁舎敷地の位置づけや配置・動線計画、施設の構成、主要財源の内訳等について報告を受けました。

現在、社会情勢は依然として先行きが不透明な状況であり、物価上昇や資材不足など大変厳しい環境が続いております。

特別委員会といたしましては、今後も随時報告いただき、新庁舎等の建設などに協力体制を取っていくことといたしました。

以上、新庁舎建設等検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの各特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時59分

○議長（田村弘文君） タブレットのほうに追加資料を掲載しましたので、確認のほうお願いしたいと思います。

ただいま追加議事日程、議員提出議案第3号から議員提出議案第5号までの議案を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ、再開いたします。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 初めに、追加日程第1、議員提出議案第3号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 議員派遣について、9番、宗像芳男議員の説明を求めます。

9番、宗像芳男議員。

〔9番 宗像芳男君登壇〕

○9番（宗像芳男君） 議員提出議案第3号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和8年6月15日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、先崎勝馬、同じく竹川里志、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 議員派遣について、お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、4番、羽生洋市議員の説明を求めます。

4番、羽生洋市議員。

〔4番 羽生洋市君登壇〕

○4番（羽生洋市君） 議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について。

小野町議会会議規則14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和8年6月15日提出。

提出者、羽生洋市、賛成者、會田百合子、同じく田村弘文、同じく古崎泰介の各議員であります。

提出理由、物価高騰による実質賃金の低下が続く中、経済を安定軌道に乗せ、持続的な生活向上を図るには、中長期的な人への投資や国内投資の促進による生産性向上が不可欠です。

また、深刻な人手不足の解消に向けた総合的な労働条件の改善や、地域経済の好循環を果たすことが求めら

れています。

中でも、本町における深刻な人口流出の抑制策として、最低賃金の引上げと早期発効に取り組むことは極めて重要な政策であり、町民の生活向上と地域経済の持続的な発展を目指すため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 羽生議員、「おのちょう」でなく、「おのまち」です。そのように訂正お願いします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第4号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第4号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第5号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第3、議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、2番、橋本善雄議員の説明を求めます。
2番、橋本善雄議員。

〔2番 橋本善雄君登壇〕

○2番（橋本善雄君） 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和8年6月15日提出。

提出者、橋本善雄、賛成者、緑川久子、同じく國分順一、同じく水野正廣、同じく宗像芳男、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、現在、地方公共団体には、少子・高齢化や地域活性化、DX推進、物価高騰対策に加え、災害対策など多岐にわたる役割が求められています。しかし、行政コストが増大する一方、地域公共サービスを担う人員は不足しています。

物価高騰や労務費上昇による行政コスト増大を踏まえ、2027年度政府予算の検討に当たっては、現行水準確保より積極的に踏み出し、賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第5号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第5号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第5号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第5号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会6月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 令和8年小野町議会定例会6月会議の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、議会運営委員会で決定された6日間の日程において運営され、議員各位、執行部の皆様のご精励により、日程内に全ての案件を議了することができましたことに改めて感謝を申し上げます。

現在、日本国内においては、エネルギーや原材料の価格の高騰、為替変動に伴う円安、人手不足による人件費や物流費の上昇は、日本の経済や、国民生活に大きな影響を与えており、現時点では収束が見えない状況にあり、影響は今後ますます大きくなることが懸念されております。

行政として町民の安全・安心な暮らしを守るため、また、産業を維持するために、今どのような施策が必要かということを的確につかんでいただき、対応していただければと思っております。

中でも、農業においては、8年産の米価が大きく値下がりすることが確実視され、一方、秋以降の肥料価格は15%近く値上げされるとの情報もあり、離農する農家が出ることが予想されております。

懸案である新庁舎建設も、今後、建物本体の発注となりますが、状況を注視し、的確に判断し、対応してくださることを願っております。

定例会6月会議のご精励に感謝し、御礼といたします。ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和8年小野町議会定例会6月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、条例改正案件4件、条例廃止案件1件、補正予算案件2件、契約締結案件1件、人事案件10件と3件の報告案件、合わせて21件をご提案申し上げましたところではありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、更には、委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして今後の町政運営に努めてまいります。

また、先ほど議長からもご提案をいただきました物価高騰に対する考え方等々も十分踏まえて、行政運営進めてまいりたいと考えております。

今年度も、間もなく第2四半期を迎えることから、小野町総合計画に掲げる将来像の実現のため、各種施策を着実に進めてまいります。

結びに、梅雨時期は体調不良を引き起こしやすい時期でもありますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時16分